

提出書類チェックリスト【市外建設工事】

新居浜市記入欄	
新規・継続	
委任	有・無
入力	

【商号又は名称】

【担当者名・連絡先電話番号】

- 1 申請者確認欄に書類を提出する場合は○を、該当がない場合は×を記入してください。
- 2 書類番号順に並べ、A4黄(オレンジ)ファイルに綴じて提出してください。(表紙・背表紙に申請者名記入のこと)
- 3 各証明書類の発行日は、申請書提出日から起算して3ヶ月以内のものに限ります。
- 4 押印は、印刷、カラーコピー等不可
- 5 「写し」については、複写機等により複写したもので、ほぼ原寸大の鮮明なものに限ります。

○(提出必要) △(該当する場合は必要)

書類番号	提出書類	法人	個人	申請者確認欄
1	提出書類チェックリスト【市外建設工事】	○	○	
2	国土交通省地方整備局一般競争(指名競争)参加資格審査申請書類(準用): 様式①-1(市外建設工事) 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(建設工事)	○	○	
3	国土交通省地方整備局一般競争(指名競争)参加資格審査申請書類(準用): 様式④(市外建設工事) 営業所一覧表	○	○	
4	工事経歴書	○	○	
5	印鑑証明書の写し	○	○	
6	履歴事項全部証明書(商業登記簿謄本)の写し(法人)	○		
7	代表者の身分証明書の写し(個人) ※ 本籍地の市町村役場で発行されたもの。免許証、保険証等不可		○	
8	使用印鑑届(指定様式)	○	○	
9	委任状(原本)	△	△	
10	誓約書(指定様式)	○	○	
11	新居浜市税納税証明書の写し※領収証書等の写し不可 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> (法人)◆会社名義の納税証明書 ※新居浜市内に本・支店又は営業所を有する場合は提出必要 (個人)◆代表者名義の納税証明書 ※代表者が新居浜市内に住所を有する場合は提出必要 </div> ※非課税により納税義務が発生していない場合は、「現在滞納がない」ことを証明する納税証明書を提出すること。ただし、法人新設1年未満の事業者については、新居浜市(市民税課)の受付印が押印されている「法人設立(設置・変更・解散等)届」の写しを提出すること。 ※新型コロナウイルス感染症に伴う徴収猶予対象者も、上記に該当する納税証明書を提出すること。	会社名義 △		
12	国税納税証明書の写し(未納がないことの証明) (法人) その3の3 (法人税・消費税及び地方消費税) (個人) その3の2 (申告所得税・消費税及び地方消費税) ※免税・新設事業者にかかわらず必ず提出すること。 ※新型コロナウイルス感染症に伴う徴収猶予対象者については、「納税の猶予許可通知書」の写し又は「納税証明書(その1)」の写しを提出すること。	○	○	
13	消費税及び地方消費税の課税又は免税事業者届出書(指定様式)	○	○	
14	適格請求書発行事業者(インボイス)登録通知書等の写し	△	△	
15	建設業許可通知書の写し又は証明書の写し	○	○	
16	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し	○	○	
17	雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入に関する書類	△	△	
18	申請書受領確認用はがき(受領確認が必要な場合のみ) ※返送先等を必ず記入すること。(提出要領に記載している「受領票はがき見本」のとおり)	△	△	